

＊ ＊ 相談活動 50 年、一人でも入れる組合です ＊ ＊ 支部携帯 : 090-8109-7682
TEL044-811-4138 FAX044-811-4144 メールアドレス jmitu-kawasaki@aioros.ocn.ne.jp

2019一時金回答状況

【JMITU 全国平均】

6月10日現在の回答集計では、全国130支部分会で有額回答を引き出し、組合員平均671,889円(2.33ヶ月)、支部分会平均628,478円(2.10ヶ月)となっています。昨年同時期比では、組合員平均で+7,363円(+0.001ヶ月)、支部平均で+278円(+0.009ヶ月)で、昨年とほぼ同水準まで追い上げました。春闘で実現できなかった大幅な上げを何とか一時金で取り戻そうとする思いから、大手の夏季一時金の回答額が昨年と比較し伸び悩むなかでも、JMITUとして夏季闘争を頑張っていることが結果として現れています。

【日本シャッター分会】

5月31日に一時金が支給され、支給月数は1.45ヶ月、契約社員を除く組合員平均の支給額(査定分含む)は335,772円

2円となりました。支給月数は昨年より0.05ヶ月上回りました。

【三和エレクトロニクス分会】

3回の団体交渉を行ったが上積み回答は出ず、6月11日の職場集会にて集約を決定。10月以降再度上積み交渉を行う。(結果下表回答による)

支部のホームページが7月1日よりリニューアル予定。新しいアドレスは www.jmitu-kawasaki.com

なお、しばらくの間は旧アドレスでもアクセスできます。

【 】内昨年同期 6月10日現在

| 分会名 | 要求 | 回答 |
|------------|--------------------------|--|
| JMITU 全国平均 | 組合員平均940,722円 3.31ヶ月 | 671,889円【664,526円】 2.33ヶ月【2,329ヶ月】 |
| | 支部分会平均938,853円 3.11ヶ月 | 628,478円【628,200円】 2.10ヶ月【2,091ヶ月】 |
| 日本シャッター | 1.5か月(基本給) 【1.5ヶ月】 | 1.45ヶ月【1.4ヶ月】 335,772円(契約社員除く) |
| 三和エレクトロニクス | 年間5.5ヶ月 【5.4ヶ月】 | 年間4.0ヶ月(1,184,376円) 【年間4.5ヶ月平均1,318,473円】 |

国民平和大行進

委員会が実施要項を送り、挨拶するとすく、

てくてくてく日記 矢部常次さん

一歩一歩東京に向かう

6月1日(土)

10年ぶり2回目の国民平和大行進(前回2009年東京一広島コース)です。核兵器禁止運動は大きく変化し、確信が

持てる時代となり、礼文島スタートの平和行進にわくわくして北海道にやってきました。

初めての地での平和行進ですが、行進が終わってから「今年とは昨年と比べて、沿道からの応援が多かった」と話してもらいました。

今年は統一地方選挙があったので、当選された首長さんが訪問をあたたく歓迎し、「初登庁初仕事で平和行進のみなさんとお会いすることです」と笑顔で迎えてもらいました。

別の市町村では、事前に実行

「ヒバクシヤ国際署名は大事です」と目の前でサインをする自治体幹部がおられ、感激しました。

平和行進の時も、散歩する時私の服装は黄色の法被姿です。姿を見て、「映画撮影の下見ですか」「何の宣伝ですか」と話しかける方もいました。

子どもたちとの語りいで私が「平和がいいね。おじさんは東京まで歩くんだよ」というと子どもたちは興味深く質問し話が弾みました。

2日から、北海道を後にして青森県から日本海コースの平和行進を続けていきます。

私の思いは「明日はどんな素晴らしい出会いがあるかな」。その思いを胸に、一歩一歩東京へと向かいます。

川崎支部第65回定期大会への参加をお願いします。

JMITU川崎支部第65定期大会が下記の要領で開かれますので、組合員の皆さんの参加をお願いします。労働者の生活は厳しさを増し、労働組合の重要性はますますたかまっていて川崎支部の強化拡大は待たなしです。どうすれば川崎支部を強化拡大できるか皆さんと共に話合いたいと思います。万障繰り合わせ参加をお願いします。

日時：7月28日(日)10:00~16:00

場所：川崎総合自治会館(第2会議室)

JR南武線武蔵小杉駅下車徒歩7分

大会終了後懇親会を行いますのでこちらにも参加してください。

川崎支部年間総括会議のお知らせ

日時：6月23日13時より

場所：支部事務所



執行委員長 長谷川 清

川崎支部年間総括会議を開催します。

支部役員はもとより、各分会役員・組合員の皆さんも参加可能な方は参加をお願いします。

昨年大会にて決めた方針・計画がどのような結果になっているかなどを話し合います。どのようなことが出来て何が出来なかったか。何が問題で、どうすればできるようになるか等、一時金、秋闘、春闘の要求、組合員拡大、結果、闘い方などについて意見を出し合い来年度の活動方針にいかせるようにしていく為の話し合いの場の会議です。

組合員の方で執行部に対する疑問意見など聞きたいことでもかまいません。

かさねて、組合員のみなさんの多数参加を期待しています。遅くても16:30頃には終了します。終了後は、簡単な懇親会を行う予定です。懇親会だけの参加も構いません。是非久地の組合事務所に来てください。

トイレも綺麗にウォシュレットになりましたよ。



なんぶせん

▼今の政府はどうなっているのか！ 老後の資金が年金だけでは足りず『二千万円』必要と金融庁が報告書をだした。『百年安心の年金』はいつたい何処へ行ったのか。日本中から怒りが沸騰している。▼そんな時期に香港で『容疑者移送条例』に反対する百万人の抗議デモが行われた。これほどのデモは一九九七年に香港が中国に返還されて以来という。これまでの香港の高度な自治を弱体化するもの。主催者の呼びかけで『白い服装』と『住民よ、あきらめな』のプラカードを掲げていた。▼最近暗いニュースの多い国内だが、香港のように『嫌なことはいや』とはっきり言える民主主義が国内では、弱くなっていると感じるのは私一人でしょうか？日本のひどい現状を変えるチャンスは、七月に迫っている。頑張らなくては。

(シティーボーイ)

チャレンジ！

下記表は、サンワ電気（株）と川崎浩男さんが交わした雇用契約です。どうも、内容に問題がありそうです。どこが問題か考えてみてください。自分や家族・友人・知人の雇用契約とも合わせて考えてみてください。いくつ正解できるかチャレンジしてください。

回答は5面にあります。

| 雇用契約書 | |
|-----------|---|
| 雇用主（Aとする） | サンワ電気（株） |
| 労働者（Bとする） | 川崎 浩男 |
| ① 始業日 | 2019年6月1日 |
| ② 契約期間 | 2019年6月1日から2025年5月31日 |
| ③ 賃金 | 月給10万円。当月20日締め。当月末日払い。 AとBは、本日、上記月給に固定残業代として2万円を含むので、残業代を支払わないことにつき合意した。 |
| ④ 就労日 | 平日、土曜日 |
| ⑤ 休日 | 日曜日 |
| ⑥ 就労時間 | 午前8時から午後7時まで (休憩時間は、午後12時15分から午後1時まで) |
| ⑦ 損害賠償 | Bが業務中にAに損害を与えた場合、Bは、Aに対し、50万円の損害賠償義務を負う。その場合Bの給料からBの合意を得ること無く、一方的に天引きする。 |

ワーカーズネットセミナー第2弾

基礎から学ぶ実践！ワークルール講座 第1回

「いわゆるブラック企業の見分け方」
 ワークルール（労働法）の基礎知識を学ぼうに参加。
 5月30日（木）19時～テ
 クノかわさき（溝の口）でN
 PO法人ワーカーズネット
 かわさき主催の講座が開か
 れました。参加人数は、14
 名（男性9名、女性5名）で
 高校生から60代まで、幅広
 い参加でした。講師は、川崎
 合同法律事務所の山口毅大
 弁護士。パワーポイントを使
 いながら、クイズ形式（上記
 表の問題はその時の一部で
 す）で、2名ないし3名でチ
 ームを組み、各チームごとに
 発表しあう。ドキドキしながら
 の参加でしたが、講師が面白
 くて、本当に楽しみながら
 学べ、あっという間の1時間
 半でした。（5面へ続く）

(4面より続く)

川崎支部からの参加は、細谷あつ子さんと小生の2名でした。

「チャレンジ!」の問題点はどのくらい見つかりましたか。

「固定残業代」とか「損害賠償」とかよくありそうですね。

次回(第2回)は、7月30日

「もしセクハラ・マタハラ

・パワハラを受けたら」

講師は、松本育子弁護士です。

場所 テクノかわさき

時間 19時～20時30分

参加費 3000円

定員 200名

この講座は、川崎市と川崎市教育委員会の後援です。

どなたでも参加できます。

【細谷静雄 記】

4面チャレンジ! の回答

| | |
|--------|---|
| ③ 賃金 | ① 月給10万円は最低賃金法違反で無効です(判例)。 東京:985円 神奈川:983円 |
| | ② 固定残業代 2万円が何時間分の残業代に相当するか不明確。 法律用語では明確区分性を欠き、公序良俗に反し無効(判例)。 |
| | ③ 残業代不払い 2万円分を超えた分は残業代として割増賃金を支払わなければならない。労働基準法24条(賃金の支払い)及び37条(時間外、休日及び深夜の割り増し賃金)に反し無効。 ∴ 差額分を請求できる。 |
| ⑥ 就労時間 | ① 労働時間が長すぎる。 労働時間は、1日8時間、週40時間を超えてはならない。1日の労働時間が8時から19時までで(内休息45分)、10時間15分になり、週6日勤務なので、週61.5時間となり、労働基準法32条(労働時間)に違反している。 |
| | ② 昼休みが短すぎる。 1日の労働時間が8時間を超える場合は1時間の休息が必要。(6時間を超える場合は45分の休息) 労働基準法34条(休息)に違反している。 |
| ⑦ 損害賠償 | ① 「50万円の損害賠償」とあるが、損害賠償額を規定する契約を結ぶことは、労働基準法16条(賠償予定の禁止)違反。 |
| | ② 給料からの「一方的に天引きする」となっているが、賃金の支払いは【通貨で、直接、全額】支払わなければならない。天引きは労働基準法24条(賃金の支払い)に違反している。 |

ナンバープレースに応募しましょう！！(6312号)

【クイズの解き方】

3×3のブロックに区切られた 9×9 の正方形の枠内に 1～9 までの数字を入れるペンシルパズルの一つです。

難易度：★★★★☆☆ 中級

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 5 | | | | 3 | | 9 | | |
| | | | 9 | | | | | |
| 6 | | | | | | 5 | | |
| | 8 | | 4 | | | 5 | 1 | 3 |
| | 9 | | | | | | 4 | |
| 1 | 3 | 4 | | | 7 | | 6 | |
| | 5 | | | | | | | 8 |
| | | | 8 | | | | | |
| | 4 | | 6 | | | | | 7 |

応募方法

太い点線わくの4つの数字の合計を答えて下さい。応募ははがき・FAX・メモ等で次回支部報発行日（おおよそ2週間）までにお名前・住所と職場名をそえてご連絡ください。応募はどなたでも結構です。正解者の中から抽選で5名の方に500円相当の図書カード・クオカードかビール券を賞品としてお届けします。（賞品名をわすれずに!!!）

今後の日程

- 6月 13日(木) 全川崎地域労組との懇談会（全川崎地域労組事務所）13:30～14:30
- 15日(土) 労働相談（支部事務所）13:00～
- 18日(火) ワーカーズネット運営委員会（テクノかわさき）18:30
- 20日(木) ワーカーズネット相談PT（川崎合同法律事務所）19:00～
- 22日(土) 憲法全県宣伝（川崎駅アゼリア）10:00～、
労働相談／絵手紙教室／ホームページ作成作業（支部事務所）13:00～
- 23日(日) 川崎支部年間総括会議（川崎支部事務所）13:00～
- 27日(木) ワーカーズネット街頭相談（川崎駅）19:00～
- 29日(土) 労働相談（支部事務所）13:00～
- 30日(日) 緑陽苑・地域ピラ配布・新百合宣伝（栗平駅集合）10:00～
ワーカーズネット総会（テクノかわさき）13:30～
- 7月 03日(水) 第12回書記局会議（支部事務所）19:00～
- 06日(土) 労働相談（支部事務所）13:00～
- 10日(水) メーカー要求対市交渉（産業振興会館）10:00
第20回執行委員会（支部事務所）19:00～
- 13日(土) 労働相談（支部事務所）13:00～
- 20日(土) 労働相談（支部事務所）13:00～
- 24日(水) 第21回執行委員会（支部事務所）19:00～
- 27日(土) 神奈川地本定期大会（教育文化会館）10:00～
労働相談（支部事務所）13:00～
- 28日(日) 川崎支部定期大会（総合自治会館）10:00～